





\*宮城県の全域と岩手県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県、静岡県の一部の地域（参照：岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、東京、神奈川、山梨、新潟、長野、静岡運輸支局の公示）

1. 令和元年台風第19号の被害に伴い、被害地域に使用の本拠の位置を有する車両は、継続検査を受けることが困難であり、自動車検査証の有効期間が切れ、使用に支障が生ずるおそれがあります。このため、道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、自動車検査証の有効期間を延長することとし、本日付で公示しましたのでお知らせします。

#### ○対象車両

宮城県の全域と岩手県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県、静岡県の一部地域\*に使用の本拠を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が満了する日が10月15日から10月28日までのもの

#### ○措置内容

自動車検査証の有効期間を10月29日まで延長

#### ○継続検査の手続き

対象車両については、10月29日までに継続検査を受検すれば引き続き自動車をご使用いただけます。

なお、有効期間の延長による自動車検査証の記載変更の手続きは不要です。

#### ○自動車損害賠償責任保険（共済）の手続き（締結手続の特例措置）

継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する保険契約については、継続契約の締結手続きが10月29日を限度として猶予されます。

詳しくは契約先の自動車損害賠償責任保険（共済）代理店等にご相談ください。

2. なお、今後、対象地域の状況等に応じ、有効期間の再延長及び対象車両の追加を検討してまいります。

※お問い合わせ先などの詳細については、下記リンク先をご覧ください。

[http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09\\_hh\\_000226.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000226.html)

---

(2)働き方を変えるきっかけに！トラック事業の生産性向上に向けたITツールをまとめました

～ 「中小事業者向けITツール活用ガイドブック」で働き方改革 ～

(配信日 : R1.10.11)

国土交通省では、トラック運送事業の生産性向上等に資する手引きとして、ITツールの機器毎の導入効果やITツールを活用した長時間労働改善等に向けた取組を紹介する「中小事業者向けITツール活用ガイドブック」を作成しました。

トラック業界は、ドライバー不足が深刻な状況にあることから、国民生活や産業活動に必要な物流を安定的に確保するためには、トラック運送業の生産性の向上や物流の効率化に取り組む必要があります。

こうした背景から、国土交通省では、トラック運送業の生産性向上・物流の効率化等に資する手引きとして、「中小事業者向けITツール活用ガイドブック」を作成しました。

ITツール活用による働き方改革を進めるため、是非、本ガイドブックをご活用ください。

#### 《ガイドブックのポイント》

- 事業者の用途に合ったITツールが分かるよう、機器毎に導入効果等を紹介
- ITツールを活用したトラック運送事業者の長時間労働改善等に向けた取組を紹介

※ガイドブックの詳細については、下記リンク先をご覧ください。

「中小事業者向けITツール活用ガイドブック」

[http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk4\\_000099.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000099.html)

---

### (3) 外国元首・祝賀使節等の来日に伴う交通対策について

(配信日 : R1.9.13)

天皇陛下の御即位に伴う儀式等につきましては、10月22日(火)に即位礼正殿の儀、祝賀御列の儀及び饗宴の儀(第1日)が、10月23日(水)に内閣総理大臣夫妻主催晩餐会が、東京都内において執り行われる予定です。

これに際して、多くの外国元首・祝賀使節等が来日するため、その安全かつ円滑な通行を確保するとともに、交通規制に伴う一般交通に対する影響を最小限にとどめるため、自動車交通総量の大幅な抑制などの交通対策が不可欠となっています。

このため、自動車運送事業者の皆様におかれましては、10月20日(日)から25日(金)までの間、外国元首・祝賀使節等の来日に伴う運行調整、利用者への周知等交通対策にご協力をお願いいたします。

詳しい内容につきましては、下記のホームページをご確認願います。



**【参考】**

\* 自動車局ホームページ

( <http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html> )

\* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ ホームページ受付

( <http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html> )

・ フリーダイヤル受付 0120-744-960

( 平日9:30~12:00 13:00~17:30 )

・ 自動音声受付 03-3580-4434 ( 年中無休・24時間 )

\* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

